

## 規 則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則二十一―四

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項及び第四項並びに」を「第四条第四項及び」に改める。  
第四条を削る。

第五条中「特定任期付職員」の下に「（同条第一項に規定する特定任期付職員をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。  
第七条第一項中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「第八条」を「第七条」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。